

# 定 款

一般社団法人あゆみ

平成24年11月7日 法人設立

平成30年5月2日 変更

# 一般社団法人あゆみ

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人あゆみと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

### 第2章 目的 および 事業

(目的)

第3条 この法人は、社会的弱者の社会参加、生きがい作り、経済的支援を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するために以下の事業を行う

- 1 障害者、生活困窮者、高齢者、又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 2 地域コミュニティの発展を目的とする事業
- 3 企画・広報・販売、及び、それらに関するコンサルティング事業
- 4 前各号に附帯する一切の事業

### 第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき。
- 2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員はその資格を喪失する。

- 1 総社員が同意したとき。
- 2 当該社員が死亡し、または解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事の選任又は解任
- 3 理事の報酬等の額
- 4 計算書類等の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内を開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 社員の除名
- 2 定款の変更
- 3 解散
- 4 その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上10名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 会 員

(会員)

第24条 当法人の会員は、当法人の目的及び事業に賛同あるいは協賛し、且つ健全なる社会・経済活動を行っている法人、団体或いは個人とする。

(会費)

第25条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。会費は、当法人の事業推進のために充当される。

(入会)

第26条 当法人の目的及び事業に賛同或いは協賛し会員になろうとする者は、「入会申込書」に必要事項を記載して代表理事に提出し、承認を得なければならない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 公告の方法

(公告)

第33条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 附 則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成25年6月30日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第35条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名 工藤 賀子

住所 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目20番13-301号

氏名 相澤 由佳

住所 埼玉県春日部市大枝618番地1 武里ハウス407号

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人あゆみ設立のため、設立時社員 工藤賀子と相澤由佳の定款作成代理人である行政書士 伊藤浩は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成24年11月4日

設立時社員 工藤 賀子

設立時社員 相澤 由佳